

漁業共済加入促進支援事業（漁業共済加入強化補助事業）実施要領

（目的）

第1条 漁業共済加入促進支援事業（漁業共済加入強化補助事業）（以下「事業」という。）を適正に実施するために必要な事項について定めるものとする。

また、併せて補助金交付事務を適正に処理するため、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（補助対象経費）

第2条 要項第2条に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

熊本県漁業共済組合が行う、漁業災害補償法に基づく漁業共済加入促進に要する経費（旅費、交通費、事務費、業務費等をいう）。

（補助金等の交付申請）

第3条 要項第6条第2項第1号の事業計画書の様式は、別記様式1とする。

第4条 要項第6条第2項第2号の収支予算書の様式は、別記様式2とする。

（補助事業等の内容等の変更）

第5条 要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別記様式1とする。

（事業の完了）

第6条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別記様式1とする。

第7条 要項第13条第2項第2号の収支精算書の様式は、別記様式2とする。

附 則

この要領は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年（2020年）11月6日から施行する。

別記様式 1 (第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

漁業共済加入促進支援事業 (漁業共済加入強化補助事業)
事業計画書・変更計画書・実績書

1 加入促進活動計画 (又は実績)

共済種類	実施時期	内 容	対象者等

(注) 変更に係る部分については、二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

2 経費の配分

区 分	事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
旅費交通費	旅費 交通費 小計				
事務費	通信費 消耗品費 印刷費 その他 小計				
業務費	会議費 講習会費 普及推進費 その他 小計				
その他の費用					
合 計					

※備考：事業費の中に消費税相当額は含みません。

事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

(注) 変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

(注) 本様式は、事業計画書又は変更計画書、実績書のいずれかを○で囲んで使用してください。

別記様式2（第4条、第7条関係）

漁業共済加入促進支援事業（漁業共済加入強化補助事業）
収支予算・精算書

1 収入 （単位：円）

区分	本年度予算・精算額	備考
県補助金		
自己負担金		
その他		

2 支出 （単位：円）

区分		予算・精算額	備考
旅費交通費	旅費 交通費 小計		
事務費	通信費 消耗品費 印刷費 その他 小計		
業務費	会議費 講習会費 普及推進費 その他 小計		
その他の費用			
合 計			

※備考：事業費の中に消費税相当額は含みません。

事業完了予定年月日（又は完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

（注）本様式は、予算又は精算のいずれかを○で囲んで使用してください。